

平成 29 年 2 月

第 1 回 臨時 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【2月15日】

1 伊藤彦太郎（勇政） 8～13ページ

議案第1号及び議案第2号 亀山市監査委員の選任同意について、議案第3号から議案第5号まで 亀山市公平委員会委員の選任同意について、議案第6号から議案第8号まで 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について並びに議案第9号及び議案第10号亀山市教育委員会委員の任命について

1 選考の基準および経過について

議案第11号から議案第20号まで 亀山市農業委員会委員の任命について

1 選考の基準および経過について

平成29年2月15日

亀山市議会臨時会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

平成29年2月15日（水）午前10時 開会及び開議

- 第 1 議席の一部変更及び指定について
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸報告
- 第 5 委員会提出議案第1号 亀山市議会委員会条例の一部改正について
- 第 6 議案第 1号 亀山市監査委員の選任同意について
- 第 7 議案第 2号 亀山市監査委員の選任同意について
- 第 8 議案第 3号 亀山市公平委員会委員の選任同意について
- 第 9 議案第 4号 亀山市公平委員会委員の選任同意について
- 第 10 議案第 5号 亀山市公平委員会委員の選任同意について
- 第 11 議案第 6号 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 第 12 議案第 7号 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 第 13 議案第 8号 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 第 14 議案第 9号 亀山市教育委員会委員の任命について
- 第 15 議案第10号 亀山市教育委員会委員の任命について
- 第 16 議案第11号 亀山市農業委員会委員の任命について
- 第 17 議案第12号 亀山市農業委員会委員の任命について
- 第 18 議案第13号 亀山市農業委員会委員の任命について
- 第 19 議案第14号 亀山市農業委員会委員の任命について
- 第 20 議案第15号 亀山市農業委員会委員の任命について
- 第 21 議案第16号 亀山市農業委員会委員の任命について
- 第 22 議案第17号 亀山市農業委員会委員の任命について
- 第 23 議案第18号 亀山市農業委員会委員の任命について
- 第 24 議案第19号 亀山市農業委員会委員の任命について
- 第 25 議案第20号 亀山市農業委員会委員の任命について
- 第 26 亀山市選挙管理委員の選挙
- 第 27 亀山市選挙管理委員補充員の選挙

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	福沢美由紀君	8番	森美和子君

9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	草川博昭君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
医療センター事務局長	落合浩君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君
選挙管理委員会事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	松井元郎	議事調査室長	渡邊靖文
書記	村主健太郎		

●会議の次第

（午前10時02分 開会）

○議長（中村嘉孝君）

おはようございます。

ただいまから平成29年第1回亀山市議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、議席の一部変更及び指定についてを議題とします。

今回、ご当選されました伊藤彦太郎議員の議席の指定に関連し、議席の一部を会議規則第3条第3項の規定により、お手元に配付の議席一覧表のとおり変更したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村嘉孝君)

ご異議なしと認めます。

お手元に配付の議席一覧表のとおり議席の一部を変更することに決定しました。

※議席の一部変更について

変 更 前		変 更 後	
議 席	氏 名	議 席	氏 名
1	今 岡 翔 平	1	今 岡 翔 平
2	西 川 憲 行	2	西 川 憲 行
3	高 島 真	3	高 島 真
4	新 秀 隆	4	新 秀 隆
5	尾 崎 邦 洋	5	尾 崎 邦 洋
6	中 崎 孝 彦	6	中 崎 孝 彦
7		7	福 沢 美由紀
8	福 沢 美由紀	8	森 美和子
9	森 美和子	9	鈴 木 達 夫
10	鈴 木 達 夫	10	岡 本 公 秀
11	岡 本 公 秀	11	
12	宮 崎 勝 郎	12	宮 崎 勝 郎
13	前 田 耕 一	13	前 田 耕 一
14	中 村 嘉 孝	14	中 村 嘉 孝
15	前 田 稔	15	前 田 稔
16	服 部 孝 規	16	服 部 孝 規
17	小 坂 直 親	17	小 坂 直 親
18	櫻 井 清 蔵	18	櫻 井 清 蔵

次に、今回ご当選されました伊藤彦太郎議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において11番に指定します。

次に、11番 伊藤彦太郎議員の常任委員会の所属については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において教育民生委員会の委員に指名しましたのでご報告します。

次に、1月31日付で、18番 櫻井清蔵議員から議会運営委員会委員の辞任願が提出されましたので、委員会条例第14条の規定により、議長においてこれを許可しましたのでご報告します。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

1 番 今 岡 翔 平 議員

1 0 番 岡 本 公 秀 議員

のご両名を指名します。

次に日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定しました。

次に、日程第4、諸報告をします。

まず、本臨時会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおりそれぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書4件が、また平成28年度における工事監査結果報告書、財政援助団体等監査結果報告書及び指定管理者監査結果報告書が提出されておりますので、ご報告します。

次に、日程第5、委員会提出議案第1号を議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

中崎孝彦議会運営委員会委員長。

○6番（中崎孝彦君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第1号亀山市議会委員会条例の一部改正については、議会運営委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

現在、議会運営委員会の委員については、亀山市議会運営委員会内規第2条において、2人以上の議員が所属する会派の所属議員数に応じて定められた人数を選出することとしています。今般、会派の解散及び結成により、内規に基づき選出する議会運営委員会の委員数に変更が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、第4条第2項に定める議会運営委員会の委員の定数を「5人」から「6人」に改めます。施行日は公布の日といたします。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第1号については、会議規則第36条第2項の規定により、常任委員会へ

の付託はしないこととします。

次に、委員会提出議案第1号について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、委員会提出議案1号亀山市議会委員会条例の一部改正について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りいたします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により、着席している場合は反対とみなすことといたします。

それでは、委員会提出議案第1号について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案1号亀山市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時08分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際ご報告します。

委員会条例第8条第1項の規定により、議長において1番 今岡翔平議員、11番 伊藤彦太郎議員を議会運営委員会の委員に指名しましたので、ご報告します。

また、先ほど議会運営委員会において、副委員長の互選が行われ、議会運営委員会副委員長に、4番 新 秀隆議員が選任されましたので、ご報告します。

次に、日程第6、議案第1号から日程第25、議案第20号までの20件を一括議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第1号亀山市監査委員の選任同意についてでございますが、亀山市監査委員の渡部満氏は、平成29年2月21日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第2号亀山市監査委員の選任同意についてでございますが、亀山市監査委員の匹田哲氏は、平成29年2月21日をもって任期満了となりますので、その後任者として、亀山市下庄町1818番地にお住まいの国分純氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第3号亀山市公平委員会委員の選任同意についてでございますが、亀山市公平委員会委員の峯裕氏は、平成29年2月21日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第4号亀山市公平委員会委員の選任同意についてでございますが、亀山市公平委員会委員の岩田温子氏は、平成29年2月21日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第5号亀山市公平委員会委員の選任同意についてでございますが、亀山市公平委員会委員の石山覺紀氏は、平成29年2月21日をもって任期満了となりますので、その後任者として、亀山市川崎町2414番地の5にお住まいの山崎裕康氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第6号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでございますが、亀山市固定資産評価審査委員会委員の中野久生氏は、平成29年2月21日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第7号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでございますが、亀山市固定資産評価審査委員会委員の草川徹氏は、平成29年2月21日をもって任期満了となりますので、その後任者として、亀山市両尾町2244番地にお住まいの水野成樹氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第8号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでございますが、亀山市固定資産評価審査委員会委員の山内秀喜氏は、平成29年2月21日をもって任期満了となりますので、その後任者として、亀山市関町新所1299番地にお住まいの櫻井紀久氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第9号亀山市教育委員会委員の任命についてでございますが、亀山市教育委員会委員の井上恭司氏は、平成29年2月21日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第4条の規定により、新教育委員会制度への移行に伴い、同法の施行日である平成27年4月1日から4年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、委員の任期満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で定めることができる特例が設けられております。この委員の任期の特例により、井上氏の任期は2年とするものでございます。

次に、議案第10号亀山市教育委員会委員の任命についてでございますが、亀山市教育委員会委

員の太田淳子氏は、平成29年2月21日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、太田氏の任期は4年でございます。

続きまして、議案第11号から議案第20号までの亀山市農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会委員が選挙制及び市長の選任制の併用から議会の同意を要件とする市長の任命制に制度改正されました。現委員は、平成29年3月10日をもって任期満了となりますので、制度改正後の亀山市農業委員会委員の任命について、ご提案させていただくものでございます。

まず、議案第11号亀山市農業委員会委員の任命についてでございますが、亀山市農業委員会委員として、亀山市小川町1450番地の10にお住まいの天野輝美子氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第12号亀山市農業委員会委員の任命についてでございますが、亀山市農業委員会委員として、亀山市下庄町3017番地にお住まいの國分進一氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第13号亀山市農業委員会委員の任命についてでございますが、亀山市農業委員会委員として、亀山市関町市瀬106番地の2にお住まいの小林和夫氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第14号亀山市農業委員会委員の任命についてでございますが、亀山市農業委員会委員として、亀山市小野町829番地にお住まいの駒田六平氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第15号亀山市農業委員会委員の任命についてでございますが、亀山市農業委員会委員として、亀山市加太中在家7906番地にお住まいの坂森正博氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第16号亀山市農業委員会委員の任命についてでございますが、亀山市農業委員会委員として、亀山市辺法寺町1011番地にお住まいの伊達亀嘉氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第17号亀山市農業委員会委員の任命についてでございますが、亀山市農業委員会委員として、亀山市辺法寺町1005番地にお住まいの伊達せい子氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第18号亀山市農業委員会委員の任命についてでございますが、亀山市農業委員会委員として、亀山市北町6番31号にお住まいの中浦豊子氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第19号亀山市農業委員会委員の任命についてでございますが、亀山市農業委員会委員として、亀山市能褒野町26番地17にお住まいの野村幸生氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第20号亀山市農業委員会委員の任命についてでございますが、亀山市農業委員会委員として、亀山市川合町321番地にお住まいの早川三雄氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、本議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、本各案に対する質疑を行います。

通告に従い、発言を許します。

11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして議案質疑のほうをさせていただきます。

冒頭に、市長のほうからも言っていただきましたけれども、2年3カ月ぶりに復帰させていただくことになりました。理事者の皆様におかれましては、今後ともよろしく願いいたします。

それではまず、議案第1号から10号まで、監査委員、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員の選任同意及び任命について、一括して質疑をさせていただきたいと思っております。

こういった選考基準及び経過についてということで通告をさせていただいておりますけれども、これにつきまして、今回の名前の上がっている方々について、いろいろ新任、再任という形で行われているわけなんですけれども、この方々がどうこうということではなくて、むしろ今回再任いただけなかった方が何名かいらっしゃいますけれども、この辺につきまして、なぜ再任いただけなかったのか、その点をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

行政委員の選考ということで、私のほうからご答弁をさせていただきます。

まず、再任されなかった委員がなぜ再任されなかったのかというお尋ねでございますが、今回、選考の基準といたしましては、原則といたしまして2期、それと年齢におきまして70歳を超えていないということがひとつ基準として行ってまいりまして、そういった基準に該当しなかった方につきましては、例えば3期以上でありますとか、再任のときに既にもう70歳を超えておりましたとか、そういった方につきましては、今回再任の対象にはならなかったということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

2期まで、70歳を超えていない、こういった話でありましたけれども、そうしますと、今回2期をされていない方がいらっしゃいますけれども、この辺は70歳を超えているからということで、これでお断りをしたと、こういうことでよろしいでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回、若干名でございますが、1期で退任となられる委員もお見えでございますが、これはご本

人のご意向を尊重させていただいたということによるものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ご本人の意向であったと。70歳を超えていなくてもご本人の意向が退きたいということであったということでありまして、この方に関して、まあそう言わんとという形で慰留はされたんでしょうか。あるいは、去る者は追わずというような形で、それはもうご本人に任せますということなのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私どもといたしましては、委員の選任については2期が適当というふうを考えておるところであります。当然、慰留をさせていただいたものでございます。継続して再任をお願いしたいという思いを強く持っておりました。しかし、いずれにいたしましても行政委員会の委員として非常に重責を担っていただくということとなりますので、ご本人のご意向を十分に尊重させていただくということは大事な視点ではなかろうかというふうにも認識いたしておりまして、その上で最終判断させていただいたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

大体どういう傾向だったのかというのわかりました。

そんな中で、基本的に私はこういう人事案件というものは、市長の裁量であるとは思っております。そんな中で、今回の原則2期、70歳までということがあったということで、以前からそういうのもあったように感じてはおるんですけども、そんな中で、櫻井市長になってから、比較的3期、4期従来していたのが、2期ぐらいでちょっと短くなったというような感じもあるんですけども、その辺が一つの市長選挙を経まして、これでやはり変化がある部分というのが出てくると思います。その辺を確認させていただいたわけではあるんですけども、今回、もう一つちょっと気になったというか、以前からそういう傾向なのかもしれませんけれども、やはり役所の経験者、市職員、県職員、こういった経験者の方がよく目立つわけなんですけれども、その辺につきましては何かお考えがあったのかどうか、今回もやはり目立ちますので、その辺はどうなのか、その点をちょっと確認させていただきたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず前段の部分で、この各行政委員会自体は、行政執行上、大変重要な意味を持つ機関でございますので、ある意味独立した行政機関としてその機能を発揮いただくために、行政委員会自体の活性化とかそういう視点から、高齢多選はよろしくないというようなことも含めて、そういう2期というような一定のルールを加えて今日運用させていただいてきたということでございます。

そういう中で、今、元市職員自体が多くないかというようなことでございますが、今回の特に再任をお願いしておる案件につきましては、従来、行政のOBが引かれる後のということもありまして、ある意味、公平委員会委員、監査委員、固定資産評価審査委員会委員においてはそれぞれ元市職員1名を候補者としてお願いをしておるところであります。これは行財政改革の推進とか地方創生への対応など諸課題への対応が行政経営に求められる中で、その業務に精通した視点から専門的な対応が期待できるところでございまして、その点から、それぞれの委員会に適した人物をお願いをしておるところでございます。

また、基本的には、今日までもそうなんですが、国・県職員のOB及び行政職員以外の民間出身の委員がそれ以上の数を全体としては占めておりますし、そこは意識をして民間出身の委員とか、女性の登用とか、こういう中で今日この制度を運用してまいりました。したがって、市外部からの視点も含めまして、さまざまな角度から職務遂行を図っていただきたいという願いから、そのバランスも重視をして、考えて対応をさせていただいたということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

市長のほうからいろいろとお話しいただきましたけれども、活性化のためにやはり高齢多選は好ましくないという言葉が使われました。市長も1期目の公約で多選の弊害みたいなことを言われて、ご自身の任期の話もされておるぐらいですので、やはりそういった思いはあるんだろうなというふうなものも感じてはあったわけですが、ただその中で、活性化云々という話になったときに、もちろん職員の出身の方というのはそれなりの専門性もあるし、スキルもあるということで、これは好ましい部分も十分あるというふうにそれは思うんですけども、活性化とかという意味では、市職員の市の仕事の延長なのかなというふうな、そんなとられ方をすることもやはり民間の中ではあるとは思うんですね。一般市民の方に、市の職員のスキルであるとか、それはあるとしても、今までやっておった人が何か名前を変えて、こういう行政委員というのはやはり公なので、公の形を変えてまた公なのかという、そんな話もあるんです。もちろんそれも含めた市長の裁量ではあるとは思っておるんですけども、やはりその辺が、高齢であるとか多選とか言われながらも、そういった職員の経験というのも長いことそういうふうなことを培われてきたという、その辺の部分のバランスですね。言われましたけれども、その辺にちょっと違和感を感じることも出てくるかもしれないと思いましたが、ちょっとその辺の考えを改めて今回聞かせていただいた次第です。これにつきましては、私の感じるところでありましたもので、答弁は結構ですので、次に移らせていただきます。

次に、議案第11号から20号までの農業委員会委員の任命についてということで、通告させていただいております。

先ほども提案のときにおっしゃいましたけれども、農業委員会制度がやはり大きく変化した、その後の最初の委員の選出ということなわけです。一番大きな話が、公職選挙法に基づく選挙による選出というのが、首長による任命という形での選出という形に変わった、これがやはり一番大きい変化だと思いますけれども、農業委員会等に関する法律というのが平成28年4月に施行されて、ただ一方で、先ほどは人事権みたいな、市長の裁量やとかいいながらも、この法律によってかなり

やはり縛られているんじゃないのかなというふうな印象を受けます。

そんな中で、今回こういった形で選考が行われたのか、その基準や経緯についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農業委員を任命する際の基準要件につきましては、まず農業委員会等に関する法律によりまして、第8条第5項において、認定農業者が委員の過半数を占めるようにしなければならないというのがまず一つございます。

それから、同じく同条第6項におきまして、農業委員会の所掌に関する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないというのが次でございます。

それから、同条第7項におきまして、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならないと規定されているとともに、第9条第3項におきまして、農業委員の任命に当たっては、推薦及び募集の結果を尊重しなければならない旨規定されております。

また、これらの要件に加えまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定におきまして、農業委員は農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命するというふうになってございます。今のが基準要件でございます。

続きまして、選考の過程でございますが、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律によりまして、先ほど議員がおっしゃいましたように農業委員会等に関する法律が改正されまして、昨年4月1日に施行されました。これによりまして、農業委員会委員の選出方法が選挙及び市長の選任制から、議会の同意を要件とする市長の任命制度に変更されたことは、今議員がおっしゃったとおりでございます。

また、農業委員とは別に、当該農業委員会に農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員が設置されました。これらに伴いまして、農業委員及び推進委員の定数は条例で定めるということとなったため、昨年6月28日に亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を施行いたしまして、農業委員の定数を10人、推進委員の定数を20人といたしたところでございます。

その農業委員の選考の経過でございますが、まず、昨年8月5日に亀山市農業委員会委員の候補者の推薦を求めるとともに、農業委員会候補者を募集する旨を公告いたしまして、同日から9月5日までの32日間、農業委員候補者の推薦及び募集を行いました。その結果、農業委員の定数10人に対し、認定農業者6人、利害関係を有しない方1人、その他の方3人の計10人から応募推薦をいただいたところでございます。これを受け、9月16日に亀山市農業委員会候補者選考委員会を開催いたしまして、農業委員の定数の10人に対し、推薦応募のあった10人全員が農業委員候補者として選考されたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

一連の流れもよくわかりましたけれども、その中で、定数10に対して応募が10、うまいことおさまったんやなという印象ではあるんですけども、この中で選考につきまして、先ほど言いましたように法律で結構縛られている部分はあるけれども、選考の傾向という部分では、ある種、首長や市町村の農業に対する姿勢というものがやはり反映されるべき部分もあるんじゃないんだろうかなという思いはあります。

その中で、ちょっと先ほど縛られている部分と言いましたけれども、年齢・性別に偏りのないよととかというので、先ほどちょっと違うほうでは余り高齢でないよとと言われてきたけれども、逆に言えばこちらでは高齢の人を切るようなことがあってはならんみたいな部分ではありますよね、若い人から年齢が上の方までとか。男性、女性の話もありますし、認定農業者云々という話は、これは過半数というのがあるんですけども、それ以外に利害関係を有しないとなってしまうと、どうしても農業関係者じゃない人も何人か入れなければならないとか、そういうことにもなっては来るんでしょうけれども、ただそんな中で、特に例えば、余り高齢過ぎてもあかんやろうとか、法律はそうは言うものの、あくまでもこれは努力目標みたいな部分ではあるというところで、その辺で市としてやはりこういうふうな傾向で臨みたいとかいうのがその選考の中であったのか、なかったのか。10人のうち10人ではあったけれども、そういう市としての思いがあったのか、その点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今回の農業委員の選考に当たって、法律に定められている基準要件以外に市独自の考え方はなかったのかというお尋ねだと思いますが、特に市独自の基準については採用はしておりませんが、その選考に当たっては、推薦応募の結果を尊重しつつ、各推薦応募者の農業に関する識見その他について評価が行われ、農業委員候補者としてふさわしい方が選考されたものというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

今回、制度改正が行われた中で、先ほど西口部長のほうからもありましたけれども、農地利用最適化推進委員の委嘱も農業委員会がするという話になっています。その点、その活動区域を定めるというのも農業委員会の権限ということで、そういったことに対して、農業委員を任命する市長の責任というのはやはり大きくなってくるんだろうなというふうに思っております。

その中で、その辺の役割を多分ちゃんと認識していただいて、そうやって応募してこられたということやと思いますので、やはり本当にしっかりその辺やっていただきたいというか、期待しておりますけれども、とは言いながら、こういった大きく制度改正が行われて初めてそういうふうに出されてきた中で、やはり未知数の部分というか、今までとどういふ変化があるのか、実態として、実際、農業委員さんの中にも戸惑われる部分もあるとは思っていますので、その点やはり事務局

として市がしっかりフォローしていただきたいという、そのことだけ申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

以上で予定しておりました通告による質疑は終了し、議案第1号から議案第20号までに対する質疑を終結します。

続いてお諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第20号までの20件については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第20号までの20件については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

会議の途中ですが、5分間休憩します。

（午前11時06分 休憩）

（午前11時12分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第1号から議案第20号までの20件について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、議案第1号から議案第20号までの20件について、起立により採決を行います。

まず、議案第1号亀山市監査委員の選任同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第1号亀山市監査委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第2号亀山市監査委員の選任同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第2号亀山市監査委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第3号亀山市公平委員会委員の選任同意について、起立により採決を行います。本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第3号亀山市公平委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第4号亀山市公平委員会委員の選任同意について、起立により採決を行います。本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第4号亀山市公平委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第5号亀山市公平委員会委員の選任同意について、起立により採決を行います。本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第5号亀山市公平委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第6号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第6号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第7号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第7号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第8号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第8号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第9号亀山市教育委員会委員の任命について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第9号亀山市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第10号亀山市教育委員会委員の任命について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第10号亀山市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第11号亀山市農業委員会委員の任命について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第11号亀山市農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意すること

に決定しました。

次に、議案第12号亀山市農業委員会委員の任命について、起立により採決を行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第12号亀山市農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第13号亀山市農業委員会委員の任命について、起立により採決を行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第13号亀山市農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第14号亀山市農業委員会委員の任命について、起立により採決を行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第14号亀山市農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第15号亀山市農業委員会委員の任命について、起立により採決を行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第15号亀山市農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第16号亀山市農業委員会委員の任命について、起立により採決を行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第16号亀山市農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第17号亀山市農業委員会委員の任命について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第17号亀山市農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第18号亀山市農業委員会委員の任命について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第18号亀山市農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第19号亀山市農業委員会委員の任命について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第19号亀山市農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第20号亀山市農業委員会委員の任命について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第20号亀山市農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第26、亀山市選挙管理委員の選挙を行います。

本委員は、地方自治法第182条第1項の規定により議会で選挙するもので、任期は4年であります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村嘉孝君)

ご異議なしと認めます。

選挙の方法については、指名推選によることに決定しました。

続いてお諮りします。

指名推選の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村嘉孝君)

ご異議なしと認めます。

指名推選の方法については、議長において指名することに決定しました。

亀山市選挙管理委員に、お手元に配付しました名簿のとおり、

今 西 政 和 氏

安 田 やよひ 氏

打 田 喜 行 氏

山 内 秀 喜 氏

の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました4名を亀山市選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村嘉孝君)

ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました4名の方々が亀山市選挙管理委員に当選されました。

次に、日程第27、亀山市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

補充員につきましても、地方自治法第182条第2項の規定により議会で選挙するもので、任期は4年であります。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村嘉孝君)

ご異議なしと認めます。

選挙の方法については、指名推選によることに決定しました。

続いてお諮りします。

指名推選の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村嘉孝君)

ご異議なしと認めます。

指名推選の方法については、議長において指名することに決定しました。

亀山市選挙管理委員補充員に、お手元に配付しました名簿のとおり、

渡 邊 重 和 氏

浦 野 徳 輝 氏

松 井 喜美恵 氏

森 田 節 子 氏

の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました4名を亀山市選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村嘉孝君)

ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました4名の方々が亀山市選挙管理委員補充員に当選されました。

続いてお諮りします。

委員に欠員があるときは、補充員の中から補充することになっており、その順序につきましては、ただいま議長において指名しました順序によることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村嘉孝君)

ご異議なしと認めます。

補充の順序は、ただいま議長において指名した順序とすることに決定しました。

以上で、本臨時会の議事を全て終了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村嘉孝君)

ご異議なしと認めます。

平成29年第1回亀山市議会臨時会は、これをもって閉会します。

(午前11時25分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年2月15日

議 長 中 村 嘉 孝

1 番 今 岡 翔 平

1 0 番 岡 本 公 秀